

議案第 4 5 号

瑞穂町介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 1 4 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免を行うため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町介護保険条例の一部を改正する条例

瑞穂町介護保険条例（平成 1 2 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 条第 1 項中「令和 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 5 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 8 条第 1 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

瑞穂町介護保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章から第5章 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第7条 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第8条 令和2年2月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第10条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第9条 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第8条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1章から第5章 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第7条 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第8条 令和2年2月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第10条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第9条 略</p>